



**平成25年度の保険税率**  
 国保税は下表によりそれぞれ計算し、各表の合計（限度額を超える場合は限度額）となります。  
 なお、医療分・後期高齢者支援金は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険者）は、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象となります。

今年度、平成20年度に実施した税率改正以来、5年間据え置いてきました国保税について、後期高齢者支援金分と介護納付金分を中心に改正しました。これは、いざという時に安心して医療保険・介護保険の給付が受けられるよう互いに支えあう社会保障制度を維持するためであり、国民健康保険から後期高齢者医療保険や介護保険に対し、納付する納付金の不足を補うものです。  
 制度を維持するため税率改正についてご理解ください。

# 暮らしの安心 国民健康保険

## 平成25年度 国民健康保険税率を改正しました

### 納税通知書は7月中旬に送付します

**医療分【限度額51万円】**  
 （医療費の支払いに充てる分）

	平成24年度	平成25年度	差 額
①所得割	世帯の所得×7.5%	世帯の所得×7.4%	▲0.1%
②資産割	固定資産税額の22%	固定資産税額の20%	▲2.0%
③均等割 （一人当たり）	20,000円	21,000円	1,000円
④平等割 （世帯当たり）	18,000円	18,000円	-

**後期高齢者支援金分【限度額14万円】**  
 （後期高齢者医療制度を支える拠出分）

	平成24年度	平成25年度	差 額
①所得割	世帯の所得×3.0%	世帯の所得×3.0%	-
②資産割	固定資産税額の9.0%	固定資産税額の9.0%	-
③均等割 （一人当たり）	7,000円	10,000円	3,000円
④平等割 （世帯当たり）	7,000円	8,000円	1,000円

**介護納付金分【限度額12万円】**

（満40歳～65歳未満の介護2号被保険者の方が介護保険に拠出する保険料分）

	平成24年度	平成25年度	差 額
①所得割	世帯の所得×1.8%	世帯の所得×2.4%	0.6%
②資産割	固定資産税額の4.0%	固定資産税額の4.0%	-
③均等割 （一人当たり）	7,000円	10,000円	3,000円
④平等割 （世帯当たり）	6,000円	8,000円	2,000円

問い合わせ  
 市民課国保高齢医療係（名寄庁舎1階）  
 内線 01654③2111  
 地域住民課市民係（風連庁舎1階）  
 内線 01655③2511  
 内線 118

## 保険税の納め方

### ◆国保税は世帯主が納めます

各種届出や国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していても世帯の中に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主に送られます。

### ◆普通徴収（年6回の窓口納付または口座振替）

当初納付書では平成25年4月から平成26年3月分までの1年分を年6回で納付することになります。（途中加入や離脱の場合を除く）

### ◆特別徴収（年金天引き）

国保被保険者が全員65歳以上で構成される世帯の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きになります。ただし、次に該当する方は従前のおり納付書にて納めていただく（普通徴収）こととなります。

- ・ 国保税の納付を口座引き落としにしている場合
  - ・ 平成25年度中に75歳となる場合
  - ・ 年金年額が18万円未満の場合
- ※特別徴収（年金天引き）を希望しない場合、事前に口座振替手続きが必要となります。

### ◆加入・離脱したとき

国保税は加入の届出をした月から

ではなく、加入した月から課税されます。年度途中で加入する場合は離脱したときも、離脱の前月までの税額が月割で計算されます。

### ◆国保税の軽減

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。詳しくは、納税通知書または同封のパンフレットをご覧ください。

#### ▼低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じ、均等割・平等割の7・5・2割の軽減措置がとられます。

#### ▼非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置があります。

#### ▼後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、減免

後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置として、軽減措置や減免措置があります。

平成25年度からは軽減判定の特別を恒久化し、世帯の国保加入者が後期高齢者一人になった世帯の平等割軽減が5年間経過後は、軽減割合を4分の1として3年間延長になりました。

## 納期内の納税にご協力を

みなさんに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営に欠かせない財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

### ▼納め忘れのないように

口座振替制度の利用により、納め忘れが防げます。市内の金融機関または市役所税務課納税係（名寄庁舎2階）の窓口へ通帳と届出印、納付書を持参し、申し込みください。

### ▼納付が遅れたら

納税相談がないまま納付が遅れたり納付がない場合、税負担の公平性を保つため、保険証の有効期

限が短期間になったり、納税相談後に保険証を交付するなどの措置がとられます。

納期を過ぎると督促を受け、延滞金が増加されます。納税相談がないまま未納が続くと財産の差押えなど滞納処分を受ける場合があります。災害などにより所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や保険税の減免・免除を受けられる制度がありますので、お早めの相談をお願いします。

また、災害などの事情により医療費の自己負担分の支払いが困難な場合もご相談ください。

## 国保の届出

### ◆届出は14日以内に

#### ▼国保に加入するとき

- ・ 転入したとき
  - ・ 退職などにより職場の健康保険をやめたとき
  - ・ 子どもが生まれたとき
- #### ▼国保を離脱するとき
- ・ 転出するとき
  - ・ 就職などにより職場の健康保険に加入したとき
  - ・ 被保険者死亡のとき

#### ▼離脱の届出遅れにご注意を

・ 会社の健康保険に加入後に、新しい保険証が届くまでの間、国保の保険証で受診した場合は医療費を返金する場合があります。

・ 会社などの健康保険に加入後、国保の離脱届を行わないと会社の保険料と国保税が二重払いになります。

### 国保の保健事業

国保では、健康維持のために各種検診等への助成など保健事業を行っています。

疾病予防、早期発見、早期治療のため特定健診や各種がん検診、人間ドックなどを受診し健康維持に役立ててください。

#### ◆特定健診・特定保健指導

今年度から対象年齢を30歳から引き下げて国保に加入する30～74歳の方を対象に、生活習慣病に着目した「特定健診」と早期予防・改善に向けての「特定保健指導」を実施しています。

#### ◆市が実施する各種検診、がん検診への助成

国保加入の方は市の検診のほとんどが無料で受けられます。

#### ◆人間ドック・脳ドックへの助成

30歳以上の方が医療機関でドックを受けた際、対象費用の3分の2を助成しています。

要件や手続方法については事前にお問い合わせください。

#### ◆保健師による健康相談

保健師が窓口や訪問による健康相談を随時行っています。お気軽にご相談ください。

### 高齢受給者証の更新

受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降に使用する新しい証を7月末までに届くように発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。

新たに70歳になり対象となる方は、誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）から使用できるよう随時発行します。

### 限度額適用認定証の更新

「限度額適用認定証」の交付を7月以前に受けた方は有効期限が7月31日ですので、更新手続きが必要です。

ただし、保険税の納付状況によつて交付できない場合がありますので事前にお問い合わせください。

#### ▼持ち物 印鑑、保険証

※「限度額適用認定証」とは

支払いが高額になる外来受診や入院の際、病院に支払う医療費が自己負担限度額までの支払いで済む認定証。事前に国保窓口で申請し、認定証の交付を受け窓口で提示すると窓口負担が軽減されます。（高齢受給者証をお持ちの70歳以上の課税世帯の方を除きます）

### 後期高齢者医療制度のお知らせ

#### ●7月に平成25年度の保険料額をお知らせします

後期高齢者医療制度は、被保険者の皆さまの保険料によつて成り立っています。皆さまが将来にわたつて安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、ご協力をお願いいたします。

保険料の支払いは「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望する方は担当までお問い合わせください。

#### ●保険証(被保険者証)の一斉更新について

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証（ピンク色）で有効期限が平成26年7月31日）を簡易書留郵便で送付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄してください。

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付します。8月1日からは、お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。



問い合わせ

市民課国保高齢医療係

（名寄庁舎1階）

☎01654③2111

内線3114～3118

地域住民課市民係

（風連庁舎1階）

☎01655③2511

内線118